

新潟県病院局管理規程第2号

新潟県病院局企業職員の給料の調整額に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月29日

新潟県病院事業管理者 若月 道秀

新潟県病院局企業職員の給料の調整額に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員の給料の調整額に関する規程（昭和32年新潟県病院局管理規程第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
別表第2（第2条関係） （略） カ 技能労務職給料表 （略） 備考（1）（略） （2）（略）	別表第2（第2条関係） （略） カ 技能労務職給料表 （略） 備考（1）（略） （2）（略） <u>（3）この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に100分の98.97を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を調整基本額とする。</u>

附 則

（施行期日等）

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の新潟県病院局企業職員の給料の調整額に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。
（給与の内払）
- 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の新潟県病院局企業職員の給料の調整額に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
（施行細則）
- 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項については、県の一般職員の例による。